

## 独立行政法人自動車事故対策機構役員退職手当支給規程

平成15年10月1日  
機構規程第3号

改正 平成15年12月25日 平成15年機構規程第29号  
改正 平成16年 3月24日 平成16年機構規程第 2号  
改正 平成17年 3月30日 平成17年機構規程第 9号  
改正 平成18年 3月27日 平成18年機構規程第 2号  
改正 平成21年 3月27日 平成21年機構規程第 6号  
改正 平成25年 3月26日 平成25年機構規程第 3号  
改正 平成27年 4月 1日 平成27年機構規程（総務）第3号

### （総則）

第1条 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

### （退職手当の支給）

第2条 退職手当は、役員が退職し、解任され、又は死亡した場合に、その者（死亡した場合には、その者の遺族）に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号、以下「通則法」という。）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令又は規程に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

### （退職手当の支給制限）

第3条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第11条から第18条の規定を準用する。

この場合において、「退職手当管理機関」、「退職手当・恩給審査会」とあるのは、それぞれ「独立行政法人自動車事故対策機構」、「懲戒等審査委員会」（独立行政法人自動車事故対策機構職員の懲戒等に関する達（平成15年理事長達第23号）第5条に規定する懲戒等審査委員会をいう。）と読み替えるものとする。

### （退職手当の額）

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の本俸月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に、国土交通大臣が0.0から2.0の範囲内で業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条後段及び第7条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に国土交通

大臣が0.0から2.0の範囲内で業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 理事長は、役員が退職したとき（前条又は第7条第4項の規定により退職手当を支給しない場合を除く。）は、前項の業績勘案率の決定を国土交通大臣に申請するものとする。

（退職手当の支給時期）

第4条の2 退職手当は、国土交通大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の業務実績に対する評価をもとに国土交通省が策定する独立行政法人評価実施要領を準用して算出した業績勘案率を暫定的な業績勘案率（以下、「暫定業績勘案率」という。）として前条第1項の規定を準用して算出する退職手当（以下「暫定退職手当」という。）を支給することができる。この場合において、前条第1項中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、国土交通大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条第1項の規定により算出した退職手当の額から第1項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条第1項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。

（在職期間の計算）

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じた場合は、1月とする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（再任等の場合の取扱）

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命された場合は、その者の退職手当の支給については、その者は、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

（退職手当に係る特例）

第7条 役員のうち、任命権者（通則法第20条の規定により任命権を有するものをいう。）の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第4条第1項のただし書の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘

案し理事長がそのつど定める。

- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職をした場合（前項の規定に該当する退職を除く。）の退職手当の額については、第4条第1項の規定に関わらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 6 前項の規定における退職手当の計算の基礎となる俸給月額については、当該役員が国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員として引き続いた在職期間等を勘案し、理事長がそのつど定める額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
  - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
  - 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
    - (1) 役員を故意に死亡させた者
    - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者（端数の処理）

第9条 この規程に定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

## 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程の平成18年4月1日（以下「施行日」という。）からの適用については、次の各号の規定により計算した額が第4条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、第4条の規定にかかわらず、その多い額をもってその役員に支給すべき第4条の規定による退職手当の額とする。
  - (1) 施行日の前日に現に在職する役員が施行日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡（以下「退職等」という。）した場合（次号に規定する場合を除く。）  
その役員が施行日の前日に退職等したものとし、かつ、その役員の同日までの在職期間及び同日における本俸月額を基礎として第4条の規定により計算した額
  - (2) 平成16年1月1日の前日に現に在職する役員が施行日以降引き続き在職した後に退職等した場合 平成17年3月30日機構規程第9号附則第3項から第7項の規定により計算した額（ただし、同項第1号及び第2号中「退職等の日における本俸月額」とあるのは「施行日の前日における本俸月額」と、同項第2号中「基準日から退職等の日までの在職期間」とあるのは「基準日から施行日の前日までの在職期間」とそれぞれ読み替えて適用する。）

## 附 則（平成15年12月25日 機構規程第29号）

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合（以下「退職等した場合」という。）の退職手当の額は、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構役員退職手当支給規程（以下「規程」という。）第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 退職等の日における本俸月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における本俸月額。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
  - (2) 退職等の日における本俸月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日以後において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 3 前項第1号の規定による退職手当の額は、理事長が、国土交通省独立行政法人評価委

員会が行う業績評価の結果を参考にして、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

- 4 第1項第1号及び第2号の場合において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第5条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

#### 附 則（平成16年3月24日 機構規程第2号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合（以下「退職等した場合」という。）の退職手当の額及び支給時期については、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構役員退職手当支給規程（以下「規程」という。）第4条及び第4条の2の規定を適用しない。この場合においては、次項から附則第6項までの規定に定めるところによる。
- 3 退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 退職等の日における本俸月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における本俸月額。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
  - (2) 退職等の日における本俸月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日以後において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 4 前項第1号の規定による退職手当の額は、理事長が、委員会が行う業績評価の結果を参考にして、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。
- 5 退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、暫定業績勘案率をもとに第2項第2号及び前項の規定を準用して算出する額及び前項の規定による理事長が委員会が行う業績評価の結果を勘案し決定する増減の額を零として仮定して算出した額の合計額（以下「暫定退職手当額」という。）をその在職した最終年度の前の年度に係る委員会

の評価結果を受けた日又は支給事由の発生した日のいずれか遅い日以降速やかに支給することができる。この場合において、第2項第2号中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

- 6 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、委員会が当該役員の在職する最終年度に係る評価結果の通知及び当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに第2項及び第3項の規定により算定された退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額を差し引いた額を支給する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、第2項及び第3項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。
- 7 第1項第1号及び第2号の場合において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第5条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

#### 附 則（平成17年3月30日 機構規程第9号）

- 1 この規程は、平成17年3月30日から施行する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合（以下「退職等した場合」という。）の退職手当の額及び支給時期については、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構役員退職手当支給規程（以下「規程」という。）第4条及び第4条の2の規定を適用しない。この場合においては、次項から附則第6項までの規定に定めるところによる。
- 3 退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 退職等の日における本俸月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における本俸月額。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
  - (2) 退職等の日における本俸月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日以後において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）

- 4 前項第1号の規定による退職手当の額は、理事長が、委員会が行う業績評価の結果を参考にして、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。
- 5 退職手当は、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の業績をもとに算出した暫定業績勘案率をもとに第3項第2号及び前項の規定を準用して算出する暫定退職手当を支給することができる。この場合において、第3項第2号中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。
- 6 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに第3項第2号及び第4項の規定により算定された退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、第3項第2号及び第4項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。
- 7 第1項第1号及び第2号の場合において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第5条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（平成21年3月27日 機構規程（総務）第6号）  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則（平成25年3月26日 機構規程（総務）第3号）
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
  - 2 平成27年3月31日までの間、退職手当の額は、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構役員退職手当支給規程（以下「規程」という）第4条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。
  - 3 この規程による前項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、「100分の92」とする。

- 附 則（平成27年4月1日 機構規程（総務）第3号）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
（退職手当の支給調整に関する措置）
  - 2 役員退職手当支給規程附則（平成25年3月26日機構規程（総務）第3号）第2項中「当分の間」を「平成27年3月31日までの間」と改める。